

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 施行規則の一部を改正する省令案について

1．届出様式の改正について

1 - 1．改正の背景

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」と言う。)に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)の届出については、PCB特措法第8条に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、毎年度、都道府県知事に届け出なければならない」と規定されている。

PCB特措法の施行後10年が経過したことを踏まえ、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会を設置し、施行状況及び今後の処理推進策について検討した。その結果、PCB特措法第8条の届出様式について、「高圧トランス・コンデンサ等か微量PCB汚染廃電気機器等かの識別がつかない届出が少なくないため、今後、届出様式の改善等を行い、高圧トランス・コンデンサ等、微量PCB汚染廃電気機器等のそれぞれの状況を確認できるようにすることが必要である。」等の提言があった。

このような状況を踏まえ、PCB特措法の届出様式を変更することとした。

1 - 2．改正の内容

廃電気機器の製造者、製造年月及び型式等から、高濃度PCB廃棄物か否かを判断するための項目として、PCB特措法施行規則(第5条に規定する様式第一号、第6条に規定する様式第二号及び第9条に規定する様式第三号の様式における「廃棄物の型式等」欄に「型式」項目を追加する。

あわせて、高濃度のPCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物(微量PCB汚染廃電気機器等を含む)を区分するための項目として、PCB特措法施行規則第5条に規定する様式第一号、第6条に規定する様式第二号及び第9条に規定する様式第三号の様式に「区分」欄を追加する。

1 - 3．改正後の様式案

改正後の様式案を別添に示す。(様式第二号、様式第三号の改正案も同様)

2．譲受け・譲渡しに係る規定の改正について

2 - 1．改正の背景

PCB特措法第11条において、環境省令で定める以外のポリ塩化ビフェニル

廃棄物の譲受け・譲渡しが禁止されており、PCB特措法施行規則第8条においてPCB廃棄物の譲受け・譲渡しが認められる場合が列挙されている。

今般、特別管理産業廃棄物処理業者、無害化認定業者へのPCB廃棄物の譲受け・譲渡しの法的関係についてより明確化するため、PCB特措法施行規則の規定を整理することとした。

2 - 2 . 改正の内容

PCB特措法施行規則第8条に以下を追加する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者等が当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する場合であって、次に掲げる場合

特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者に譲り渡す場合

特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者が譲り受ける場合

無害化認定業者に譲り渡す場合

無害化認定業者が譲り受ける場合

3 . スケジュール

平成26年2月を目途に公布し、公布と同時に施行する予定。

様式第一号(一)(第五条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(保管事業者用)

平成 年 月 日

都道府県知事
(市長又は区長)

殿

届出者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
資本金の額又は出資の総額
従業員数
業種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況等を届け出ます。

事業場の名称	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名
事業場の所在地	電話番号

前年度の4月1日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等				区分	保管の状況				参考事項
			製造者名	型式	製造番号等	製造年月		容量等	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	
							高濃度					
							低濃度					
合計												

(日本工業規格 A列4番)

(第6面)

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、6月30日までに提出すること。
2. 「業種」には、日本標準産業分類(平成5年10月総務庁告示第60号)による分類を記入すること。
3. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例: 高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙) ウェス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあつては種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成13年度の状況を届け出る場合の例: 13-001)を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあつては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であつて種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
6. 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であつて台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
7. 「廃棄物の型式等」の欄には、高圧トランス等の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造番号等」、「製造年月」及び「容量等」を記入すること。なお、「製造番号等」については製造番号又は試験番号を記載すること。
8. 「区分」の欄には該当するものに 印を付すること。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区分が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。
9. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。(例: 「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」)
10. 「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
11. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
12. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
13. 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例: 「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「PCB濃度 mg/kg」「今後分析予定」)
14. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニルを使用する製品)の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
15. 「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の方法を具体的に記入すること。(例: 焼却、脱塩素化分解)
16. 「処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類、処分方法及び処分先を記入すること。
17. 「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。
18. 「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入すること。
19. 「処分受託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分受託者の名称及び処分受託者が受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を実際に行う事業場の所在地を記入すること。
20. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。(例: 「×工場の第一機械室で変圧器として使用」)
21. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
22. 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、その前年度までに届出書に写真を添付していないものについては、整理番号ごとにそれぞれその廃棄物が特定できる写真を添付すること。
23. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
24. 都道府県知事が定める部数を提出すること。